

議事要旨(7) 基準諮問会議からの新規テーマ提言への対応について

小賀坂副委員長より、説明資料〔審議事項(7)〕に基づき、第301回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から新規テーマ提言のあった「一括取得型による自社株式取得取引(ASR (Accelerated Share Repurchase) 取引)に関する会計処理」及び「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」について、提言の経緯や状況の説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

(一括取得型による自社株式取得取引 (ASR取引) に関する会計処理)

- ある委員より、次の質問があった。
 - 商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計の限定的な見直しも、困難さが伴うものの検討を始めているが、ASR 取引のほうが検討はより難しいという認識であったと考えている。我が国における取引がない中で検討を開始するにあたって、基準開発までの見通しと、仮に開発が困難な場合の判断基準について、お聞きしたい。

これに対して事務局からは以下の回答がなされた。

- 日本証券業協会から参考人がご参加いただくことにより、当初に実務対応専門委員会が評価した困難さは、ある程度解決される可能性があると考えている。
- 一方、負債と資本の区分という困難な領域の検討に取り組む点は依然として残っている。国際的にも結論が出ていない中で、負債と資本の区分の抜本的な取扱いを検討することは考えづらく、当面の対応を見出しうるかという点がポイントとなると想定しており、検討を始めてみないと見極めが難しいと考えている。

- ある委員より、次の質問があった。
 - 負債の資本の区分に係る会計基準を開発する場合に、今後、会計上の結論が覆るリスクを負う可能性もあるが、そのリスクを軽減又は回避する方法はあるのか。

これに対して事務局からは以下の回答がなされた。

- 今回の取引は自己株式が関連しており、会社法との関係を考慮することから、検討を始めてみないとどのような困難さが出てくるのかわからない面がある。会計基準の開発にあたっては適法に成立している取引を前提として取り扱うため、スキームとして成り立ち得るものかを見極めつつ検討を行わなければならないと考えている。

- ある委員より、次の質問があった。

- 会社法に抵触しないスキームを前提に議論を行うことになるが、そもそも適法なスキームが構築できるかという点が懸念される。スキームが適法かどうかについて明確でない場合には、会計上の取扱いの検討を中止することもあるのか。

これに対して事務局からは以下の回答がなされた。

- それらの点については、検討を開始してから見極めが必要になると考えており、難しい作業になると考えている。

- ある委員より、次の質問があった。

- 3 月の基準諮問会議においてテーマアップされた際には、すぐに取引が開始される印象を受けたが、現在の状況をお聞きしたい。

これに対して事務局からは以下の回答がなされた。

- 取引事例はまだないものの、市場関係者の関心やニーズは高いという理解である。

- ある委員より、今回の検討は個社が想定しているスキームではなく、日本証券業協会からの参考人より説明いただく一般化したスキームを検討するという前提でよいかとの質問があり、事務局からはその前提で問題ない旨の回答がなされた。

質疑応答の後、企業会計基準委員会の新規テーマとして取り上げることが了承された。

以 上